【旅客】行政処分状況（令和8年8月分）

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年8月26日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合資会社津嘉山タクシー　代表者　仲田盛生 沖縄県島尻郡与那原町字東浜94-2 (法人番号6360003002514)
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県島尻郡与那原町字東浜94-2
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(140日車)
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和8年7月17日、長期間監査を実施していないことを端緒として監査実施。 4件の違反が認められた。 (1)点呼の記録の改ざん・不実記載(運輸規則第24条第5項) (2)業務の記録の改ざん・不実記載(運輸規則第25条第3項、第4項) (3)事故惹起運転者に対する特別な指導の実施義務違反(運輸規則第38条第2項) (4)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所)　14点 (事　業　者)　14点